

手数料に関する事項

第1条 手 数 料

求職者から徴収する手数料はありません。求人者から徴収する手数料は別紙「手数料表」のとおりとする。

第2条 返 戻 金

会社の職業紹介により就職した求職者が自己都合により退職した場合または求職者の責に帰すべき理由により解雇された場合は、求人者から支払われる紹介手数料を以下の条件で返戻するものとする。

1. 入社後 1 ヶ月以内に退職した場合・・・本報酬の全額
2. 入社後 3 ヶ月以内に退職した場合・・・本報酬の 50%
3. 入社後 6 ヶ月以内に退職した場合・・・本報酬の 10%

許可番号 35 - ユ - 300069
事業所の名称及び所在地 タスクアライブ株式会社
山口県宇部市相生町 9-21